

福津市中核機関

協議会の設置・運営

ガイドライン

令和7年1月

福津市役所

1. 趣旨

福津市中核機関協議会は「福津市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」の第2条2項に基づき、法律及び福祉の専門職団体並びに関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進めて、地域課題等の解決に取り組む役割を担う。

2. 目的

福津市内の権利擁護に関わる事案について、成年後見制度の利用可否を含めた支援方針について専門的見地に基づいた検討を行い、成年後見制度の体制整備をすること。

3. 設置方法

福津市中核機関協議会は、(福)福津市社会福祉協議会(以下「福津市社協」という)を事務局として開催するものとする。また、福津市内における権利擁護運営委員会等の合議体と兼ねて開催することも可能とする。

4. 運営体制

福津市社協を事務局とし、原則として福津市中核機関を主要メンバーとする。それに加えて、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職や状況に応じて家庭裁判所の職員、事務局である福津市社協が議題内容に応じて柔軟にメンバーを編成する。

5. 主な機能

福津市中核機関協議会の主な機能は、成年後見制度利用促進基本計画に則り、権利擁護支援を行う3つの場面(権利擁護の相談支援機能・権利擁護支援チームの形成支援機能・権利擁護支援チームの自立支援機能)における「支援」の検討・協議、家庭裁判所との連携、地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みとする。

支援対象者は、別途「福津市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」の第5条に定めている者とする。

6. 協議内容

①困難事例検討

- i) 専門職により解決困難とされた事例について
- ii) 後見開始後のケースに関する検討について
- iii) 類型変更に関する事例について
- iv) 福津市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2章第1節に規定する市長申立てに係る事案について
- v) その他、専門的な知見を必要とする事案

②適切な後見人を選出する為の受任者調整

- i) 福津市成年後見制度利用支援事業実施要綱第2章第1節に規定する市長申立てに基づいて行うもので、後見人等候補者がいない事案
- ii) 市民後見人による単独受任の調整に係る事案
- iii) やむを得ない事由により後見人変更等の上申を必要とする事案
- iv) その他、専門的な知見を必要とする事案

③その他、福津市中核機関によって、協議する必要があると認められた事案

7. 進め方

福津市中核機関協議会を開催にするにあたって、以下の流れを以て取り行うものとする。

①相談受付

受付窓口に関しては、別途「福津市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」の第3条2項に定めている機関並びにそれに準ずる機関が想定される。

②アセスメントシートの提出

相談後に相談者が様式第1号のアセスメントシートを作成し、福津市中核機関協議会の事務局である福津市社会福祉協議会にアセスメントシートを提出する。

③課題の抽出と内容の精査

協議会の進行の円滑化を図る為、アセスメントシートを元に、事務局が課題等を整理し、必要に応じて各機関及び関係者への聞き取り又は打ち合わせを実施する。

④協議会の日程調整

議事の内容に応じて、「4. 運営体制」に記述している機関へ日程調整を実施する。

緊急性の度合いと協議会開催予定時期に応じて、年3回実施している権利擁護運営委員会で兼ねて実施することも可能とする。

⑤協議会の開催

協議会は別途「福津市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」の第3条2項に定めている機関より半数以上の出席、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会より3分の2の出席、事例提出担当者の出席を以て開催するものとする。尚、事例提出者が、やむを得ず出席が困難な場合は、事前に事務局に協議内容を一任することで開催することが出来る。

⑥個別支援の開始

協議会での検討内容に応じて、個別支援を開始する。

7. その他

このガイドラインに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福津市中核機関にて協議の上、市が定める。

8. 個人情報の取り扱い

福津市中核機関並びに協議会では、個人情報について、適法且つ適切な方法で取得し、その利用目的の範囲内で適切に利用し、管理する。協議会においては協議会の終了後に配布資料を回収し、適切に処分を行い、個人情報の流出に関して厳正な管理を行う。